

### お困りです課からのお知らせ

#### 「裁判傍聴会」のご案内 ～裁判員制度実施にむけて～

●夏休み・春休み裁判傍聴会●

■日時 六月(平成二十年二月(二)回程度)

■対象 小学校高学年・保護者同伴・中学生・高校生

七月二十七日(金)・八月八日(水)・十日(金)・

平成二十年三月二十六日(水)・二十八日(金)

○お困りです課の相談 ☎38-5401

【公正証書相談】

■内容 遺言書等公正証書の相談 ■日時 6月12日(火)午後1時～4時(受付3時30分まで)

■会場 市民相談室

【行政相談】

■内容 行政への意見・要望 ■日時 6月20日(水)午後1時～4時(受付3時30分まで)

■会場 お困りです課

【司法書士による法律相談】

■内容 登記・多重債務整理等の相談 ■日時 毎週金曜日午後1時～4時(受付3時30分まで)

■会場 市民相談室

【弁護士による法律相談】(要予約)

■内容 借地・借家・金銭貸借など ■日時 毎週木曜日 午後1時～4時 ■会場 市民相談室 ■申し込み その週の月曜日午前9時から電話で上記へ

【家事相談】(要予約)

■内容 離婚・相続など ■日時 毎週水曜日午後1時～4時 ■会場 市民相談室 ■申し込み その週の月曜日午前9時から電話で上記へ

問い合わせ  
兵庫県弁護士会司法問題対策委員会  
☎078-341-7061

### 「ウィザスあしや」からのお知らせ

問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/FAX38-2175  
(〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)  
Eメール josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

#### 「ゆっくり本を読む 一時保育つき大人の読書タイム」

家事や育児に追われるなか、たまにはゆっくり読書タイムを過ごしませんか。お子さんは保育室でお預かりします。情報コーナーの図書や資料など、読みたい本を手にとって読書の時間をお楽しみください。

■日時 6月25日(月)午前10時～正午 ※毎月第4日曜日 ■会場 ウィザスあしや

■対象 子育て中の親(祖父母も含む)と子ども(2歳から就学前の幼児) ■一時保育 子ども8人(1人につき300円) ■申し込み 電話または窓口で、①住所②氏名③電話番号(ファクス番号)④子どもの名前・生年月日を上記へ。先着順で受け付けます。

#### 男女共同参画センター 所蔵作品展

「よしもとふみお 創作すみ絵」展  
～センター通信『エメラルド』表紙絵～

■期間 6月1日～28日・平日午前9時～午後5時 ■会場 ウィザスあしや

#### 展示作品募集中 ～あなたの作品展を応援します～

情報コーナーの壁面を利用し無料で作品展の場を提供しています。

■展示条件 個展(グループ展は不可) ■展示期間 1カ月 ■費用 搬入・搬出は個人負担 ■作品の種類 絵画、写真、書道、版画、その他壁面に展示可能なもの

#### 女性相談のお知らせ ～専門の相談員が相談に応じます～

【相談予約電話 ☎38-2022】

○女性の悩み相談<要予約>

■日時 6月1日・8日・15日・22日・29日(金)午後1時～4時 ■内容 夫婦・家族関係、心の悩みなど

○暴力(DV)に関する相談<要予約>

■日時 6月6日(水) 午後1時～4時 ■内容 夫や親しい関係にある男性からの暴力(DV)

### 住宅耐震改修利子補給制度 が新設されました

■利子補給対象限度額 二百万円

■利子補給率 二%

■期間 五年間

■要件 \* 次のすべてに該当のかた  
【対象住宅】 昭和五十六年五月以前に建築された住宅であること。  
【対象工事】 わが家の耐震化促進事業の工事費補助を受けている。事業の工事費補助の受けた修繕事業の適正化に関する条例による登録を受けた事業者であること。  
【施工業者】 住宅改修事業の適正化に関する条例による登録を受けた事業者であること。

問い合わせ

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅計画課  
☎078-362-3611

**テレビ広報番組ガイド**

芦屋市広報番組 あしや30	サーティー min.	放送時間(30分)
芦屋市の動き	市民活動センターオープン	① 8:00
芦屋市政カラ	今年6月から住民税・所得税が変わります。	② 11:30
トピックス	オープンガーデン2007 芦屋市総合公園 春の大園遊会2007	③ 16:00 ④ 19:30
国際理解コーナー	小さな旅 フィリピン Vol.1.1	⑤ 22:30
ドラマサーティ	土砂災害物語	※ビデオテープ貸出可
市民の時間	ブルーメの旅立ち 美術博物館 美化・緑化ボランティア	

※6月「J-COMプレビューデー」のための放送中止はありません。  
■番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 ■CATV全般に関する問い合わせ ケーブルネットワーク神戸芦屋(J:COM)カスタマーズセンター ☎0120-13-8160

**いきいきシネマサロン フラガール**

ダンス教師と少女たちの友情と成長を歎びと癒しのハワイアンミュージックにのせて贈る、日本発本格ダンスムービー。日本アカデミー賞受賞作品。

■日時 6月15日(金)

①午前10時 ②午後1時  
③午後3時40分

■会場 ルナ・ホール

■料金 中学生以上1,000円(当日のみ)  
\*チラシあるいは掲載広報紙を持参すると100円割引します。

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

**芦屋川カレッジ公開講座**

南極観測50年 ～父・西堀榮三郎の探険人生  
「石橋を叩いてはわたれない」～

日本発の越冬隊長であり、「雪よ岩よわれらがやどり…」雪山賛歌を作った西堀榮三郎。家族が語る、知られざる探険人生。

■日時 6月6日(水)午後1時15分～2時45分

■会場 市民センター401室 ■講師 西堀峯夫氏

■定員 先着60人

■受講料 300円

■申し込み 電話かファクスで公民館へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/FAX31-4998

**美術博物館の催し**

【芦屋の古文書を読む会 ～「御用留(ごようどめ)」～】<全5回>  
江戸時代に書かれた御用留は、領主や代官から出された命令や通達、村人からの願いごと、近隣の村役人とのやりとりなどを書き止めたものです。古文書を読むのが初めてのかたも、奮ってご参加ください。

■日時 6月20日・7月18日・8月8日・9月19日・10月17日(水)午後2時～3時30分 ■会場 美術博物館講義室 ■定員 30人(申し込み多数の場合は抽選) ■資料代 2,000円(5回分) ■講師 本館学芸員 ■応募方法 往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、11日(月)までに下記へ

【みんなで歌いましょう】

■日時 6月15日(金)午後1時30分～3時 ■会場 美術博物館 ■参加費 1,000円(歌集のないかたのみ)・観覧料 ■指導 歌・加藤純子氏、ピアノ・沖倫子氏

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(〒659-0052 伊勢町12-25)

**第59回芦屋市展**

■会期 6月23日～7月8日<月曜休館>  
午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで) ■会場 美術博物館 ■応募作品 ①平面(洋画、日本画)②立体(パフォーマンス・インスタレーション含む)③写真 ■搬入 6月17日(日)午前10時～正午・午後1時～3時 ■出品料 1部門(2点以内)1,500円 ■規格 ①163×163cm以内②床面200×200cm以内(屋外展示は不可)③額装等を含めて90×90cm以内(組作品は全体) ■賞 市長賞、市議会議長賞、美術博物館奨励賞ほか ■審査員 鷺見康夫、仲村貞夫、持田総草、山崎つる子、今井祝雄、植松登二、樫大介、吉野弘章<敬称略>

## ◆芦屋市交通バリアフリー基本構想◆

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073 (ホームページ http://www.city.ashiya.hyogo.jp/machidukuri/)

本市では、高齢者や障がいのあるかたなどが、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいて「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

「基本構想」では、短期・長期的な事業を含め、高齢者・障がいのあるかたなどが生活上利用する施設やその周辺道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくための「基本的事項」を定めています。特に、阪神芦屋駅のエレベータの設置をはじめとする主要なバリアフリー化事業については、短期(平成22年まで)の実施を目標としています。



### 交通バリアフリー基本構想 ＜阪神芦屋駅・市役所周辺地区＞



#### 重点整備地区等の設定

**重点整備地区**

特に優先してバリアフリー化事業を実施する必要性が高い重点整備地区を「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」としました。

#### 生活関連施設

多くの高齢者、障がいのあるかたなどが生活上利用する施設のうち、バリアフリー化事業の対象となる施設を下表のとおり設定しました。

旅客施設	阪神芦屋駅
官公庁施設	市役所/警察署/税務署/芦屋健康福祉事務所/保健センター/福祉会館
福祉施設	老人福祉会館
文化施設	市民センター本館、ルナ・ホール/体育館・青少年センター
商業業務施設	芦屋郵便局
その他の施設	連絡通路(阪神芦屋駅～市役所)
都市公園	芦屋公園/市民公園/大槻公園/業平公園

#### 生活関連経路等の設定

重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を、今後、バリアフリー化事業を推進する「生活関連経路Ⅰ」「生活関連経路Ⅱ」として設定します。(表ー1)

#### 生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路

引き続き道路管理者、公安委員会、芦屋市、地域住民、利用者などと協議

#### ソフト施策の充実

この基本構想策定後は、各施設管理者と公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を策定し、事業を実施します。

また、基本構想に位置付けられた事業や施策の評価結果を以降に反映する段階的・継続的な取り組みを進めます。

#### 心のバリアフリーの推進

係者が連携・協力した取り組みを進めます。

市民一人ひとりが、高齢者、障がいのあるかた、子ども連れのかたなどの

#### 生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路

を行い検討する経路です。

■管理者・国土交通省  
国道四十三号精道交差点芦屋歩道橋(C-1)

**生活関連経路Ⅰ**

道路の移動等円滑化基準に適合した、バリアフリー整備を行う経路をいいます。

**生活関連経路Ⅱ**

地形的制約や沿道の市街化状況などにより移動等円滑化基準に全て適合させることが困難な経路。これらの経路については、移動等円滑化基準の中で実施可能なバリアフリー整備を行います。

表ー1 生活関連経路等の設定

区分	番号	施設名	管理者
生活関連経路Ⅰ	A-1	国道2号	国土交通省
	A-2	国道43号	
	A-3	国道43号(横断歩道)	
	A-4	県道奥山精道線	兵庫県
	A-5	市道216号線	
	A-6	市道338-1号線	芦屋市
	A-7	市道229号線	
	A-8	市道210号線	
	A-9	市道200号線	
	A-10	連絡通路	
	A-11	市道312号線	
	A-12	市道215号線	
	A-13	市道312号線	
生活関連経路Ⅱ	B-1	県道奥山精道線	兵庫県
	B-2	市道338-1号線	
	B-3	市道338-1号線	芦屋市
	B-4	市道196号線	
	B-5	市道215号線	
	B-6	市道312号線	
	B-7	市道312号線	

\*移動等円滑化基準  
バリアフリー法の施行に伴い、国が定めるバリアフリー化基準。

高齢者、障がいのあるかたなどが容易かつ安全に移動または利用できるようにするため、車両や施設などの新設または改良時に義務付けられるバリアフリー化措置を規定したものです。

み出している路上違反広告物対策を実施します。

■多様な地域モビリティの確保  
福祉有償運送の普及をはじめ、総合的な交通サービスの観点から多様な地域のモビリティ(移動性)を確保していく方策を検討します。

福祉有償運送 NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がいのあるかたなど公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービス。詳しくは下記へお問い合わせください。  
社会福祉協議会 ☎32-7530 キブ ☎31-1162